

平成29年度 さいたま市立大谷小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめが起きない学校・学級をつくるため「さいたま市立大谷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

「いじめゼロ がんばれ大谷ニョッキーズ」

- 1 いじめは絶対に許さない、見過ごさないという決意のもと、いじめ問題に対応します。
- 2 学校が一丸となって組織的に対応します。
- 3 いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- 4 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 5 いじめる児童に対して、毅然とした態度で指導します。
- 6 あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校、学級づくりを目指します。
- 7 児童が主体となっていじめのない学校・学級を形成するという意識を育むために、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援します。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うこと。

（2） 構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、生徒指導部

（特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、民生委員、自治会長、学校評議員、等）

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集する。

- (3) 開催
 - ア 定例会（学期1回）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催 月1回第4月曜日）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 重大事態への対応

2 ニョッキーズいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童代表委員（4年生以上各クラスからの代表2名）
- (3) 開催：毎月1回（代表委員会を兼ねて）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童主体的な取り組みを推進するため、代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月・11月）に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・代表委員会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

- ・ 校長等による講話
 - ・ 6月、11月、2月の生活目標をいじめ撲滅の内容と関連させたものにする。
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」等を活用した、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ・ 学校公開日（11月）に全学級道徳授業の実施
- 3 「人間関係プログラム」を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- 毎学期初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「相手が元気の出る話の聴き方、相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談ができるようにする。
 - 授業の実施：5・6年生 一学期
- 5 メディアリテラシー教育を通して
- (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「携帯・インターネット安全教室」の実施：4、5、6年
- 6 保護者との連携を通して
- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・10月・1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童(生徒)と面談を行う。

学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

面談した児童(生徒)について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間(日)の実施

- (1) 教育相談日[毎月1回3日間]、教育相談週間[年2回]を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

○教育相談室の充実

○相談日の周知

- ・学校だより、学年だよりの活用
- ・申し込み用紙を付けた通知の配布
- ・各クラスへの相談室お知らせ掲示

5 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : ……地域から寄せられるいじめやいじめの疑いがある行為について情報収集、情報提供してもらう。(6月)
- (2) 防犯ボランティア : ……登下校時に発見した(感じた)いじめやいじめの疑いがある行為について情報収集、情報提供してもらう。(7月、12月、3月)
- (3) 学校評議委員 : ……保護者、地域から寄せられるいじめやいじめの疑いがある行為について情報収集、情報提供してもらう。(9月、2月)

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長 ……情報を収集し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

- 教頭・・・情報を収集し、組織的な対応の指導を行う。
いじめ対策委員会の運営を行う。
- 主幹教諭（教務担当）・・・情報を収集し、組織的な対応の連絡・調整を行う。
いじめ対策委員会の記録を取る。
- 担任・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任・・・担当する児童の情報を把握できる体制づくりをする。
担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任・・・児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任・・・さわやか相談委員やスクールカウンセラーとの連携や調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーター・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、
情報収集を行う。
- 養護教諭・・・児童の情報を収集し、児童の心と寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- さわやか相談員・・・児童の心と寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言
や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、
直ちに学校と連携する。
- 地域・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「**緊急対応の手引き**」等に基づいた**対処**を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対

処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：・・・毎学期初めに、学校いじめ防止基本方針を確認し、全職員共通理解のもと共通指導を行う。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：・・・学校いじめ防止基本方針の取組について評価し、結果を全職員で検証することにより、いじめ防止に対する指導が効果的、適切であったかの検証を行い、基本方針の見直しを随時行う。

2 校内研修

- (1) 生徒指導・いじめに係る研修
 - 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解・・・4月に実施
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒指導主任会伝達・・・8月

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取り組みを実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定